

ごあいさつ

安全で安心して暮らせる社会の実現は、老若男女すべての人々の願いです。一方で消費者相談の件数はここ数年90万件前後で推移し、消費者被害・トラブル推計額は2020年以降増加傾向で、2023年は年間約8.8兆円とも言われています。誰でも消費者被害にあう可能性があります。消費者被害が拡大しないように、事業者には是正を求めたり、共通して多数発生する被害を回復する制度(消費者団体訴訟制度)があります。

消費者裁判手続特例法に定められた「消費者団体訴訟等支援法人」の認定を2023年12月20日に受け、これまで以上に(特定)適格消費者団体の支援を強化してまいります。

消費者被害を減らし、公正・健全な消費経済市場をつくる、それがスマイル基金の願いです。

消費者スマイル基金は、
認定NPO法人です！

認定NPO法人とは…

- 公益性が高く、組織運営や事業活動を適切に行い、且つ一定の認定基準に適合していると行政に認められた団体です。
- 毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出するといった情報公開をします。
- 寄付者に対して税制上の優遇措置がとられます。
- 2022年度より、賛助会員の会費も、認定NPO法上の寄付金として扱い、税制優遇措置を受けることができるようになりました。

認定NPO法人は税制優遇があるから応援しやすいにゃん



ご案内

役員名簿

● 理事長

河野 康子 (一財)日本消費者協会 理事

● 副理事長

石戸谷 豊 弁護士

● 理事

磯辺 浩一 (特非)消費者スマイル基金 事務局長

内田 雅之 司法書士、日本司法書士会連合会 常任理事

大高 友一 弁護士

坂倉 忠夫 (公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 専務理事

高橋 義明 明海大学経済学部 教授

古谷由紀子 (一財)CSOネットワーク 代表理事

● 監事

井上 喜之 公認会計士

堀川 直資 弁護士

(50音順)

ご寄付のお願い

あなたのご寄付が、消費者被害の拡大を防ぎ、事業者の不当な行為を是正します。ぜひご協力をお願いします。

銀行名：三菱UFJ銀行(麹町支店616 [普通] 0311226)
口座名：特定非営利活動法人 消費者スマイル基金 寄付金口

銀行名：ゆうちょ銀行(〇一九(ゼロイチキュー)店(019)
[当座] 0587920)

口座名：特定非営利活動法人 消費者スマイル基金



当基金は寄附金控除の対象団体です。
◀ クレジットカードでも寄付ができます。
詳しくはこちら

※会員も募集しています。お問い合わせは下記まで。



消費者団体訴訟等支援法人
認定NPO法人
消費者スマイル基金

〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階
TEL: 03-5216-7767 FAX: 03-6256-9115
email: consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp
<https://www.smile-fund.jp/>

消費者スマイル基金の事業内容

① 消費者団体訴訟等支援法人としての業務等

- ・被害回復訴訟の事務支援
- ・制度に係る広報、公表など
- ・COCOliS(消費者団体訴訟制度)ポータルサイトの運営業務(消費者庁受託業務)
- ・(特定) 適格消費者団体間の交流促進

② 各種助成

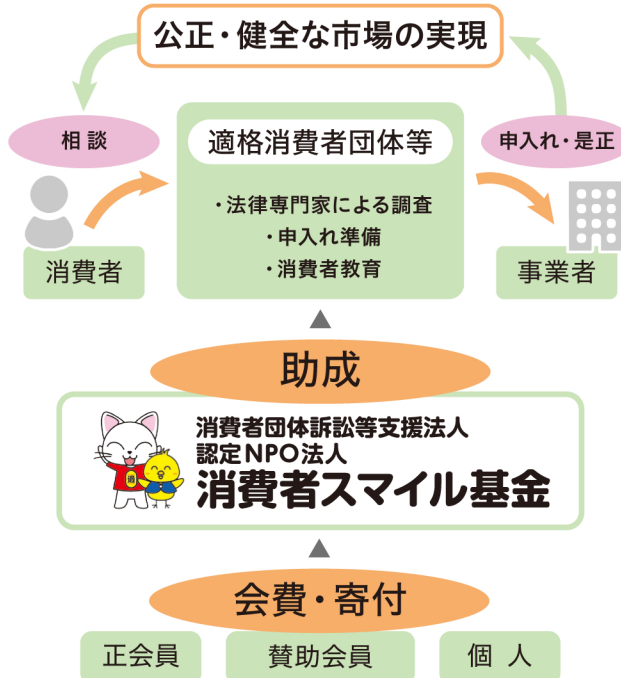
- ・消費者被害拡大防止のため、差止請求を行う団体への助成
- ・消費者被害回復のために、消費者裁判手続特例法を活用する団体への助成等

③ 消費者政策についての情報提供や消費者教育、啓発

④ 消費者志向経営の促進を促す取り組み

- ・消費者志向経営セミナー等

助成の仕組み



消費者スマイル基金は消費者団体に対して助成を行います!

助成先が行った申し入れ・要請・問い合わせ等の活動の結果として

定期継続購入の契約なのに、お試しの特別価格で1回のみ購入だと誤認させるような表示の中止を求めた。



お試し価格の表示を中止させた。

予備校を中途退学した時の納入済みの学費や講習会をキャンセルした時の受講料を返金しないという入学要項の変更を求めた。



いずれの場合も返金の対応をする入学要項となった。

建築請負契約に係る契約条項のうち、消費者側に一方的に不利な内容については是正を申し入れた。



契約条項が改善され、返金された。

裁判外の解決が9割を占めます!



消費者団体訴訟制度がいっそう活用されるよう実務支援を行います。

当基金は、2023年12月20日、消費者団体訴訟等支援法人として内閣総理大臣の認定を受けました。

1 消費者団体訴訟(被害回復)の簡易確定手続を支援します。



2 消費者団体訴訟制度に係る広報、公表を促進します。

- 消費者庁の設置する消費者団体訴訟制度に係るポータルサイトの運用に協力
- (1) (特定) 適格消費者団体(以下、団体という。)の活動を分かりやすく紹介。
 - (2) 消費者からの情報提供を受け、団体に紹介。等

3 団体間の交流を促進します。



COCOliS(消費者団体訴訟制度)ポータルサイトの運営

2024年4月1日より、消費者と(特定) 適格消費者団体をつなぐ「COCOliS(消費者団体訴訟制度)ポータルサイト」が消費者庁のウェブサイトで公開されています。この消費者庁が構築するポータルサイトの運営を消費者スマイル基金が受託しています。

当サイトは、消費者の被害回復裁判手続への参加や、消費者から団体への情報提供を促すとともに、消費者被害の予防・救済に関わる方が活用することにより、同種の被害の未然防止や解決を促進することを目的としています。

全国に26ある適格消費者団体を取り組む事業者の不当な行為に対する差止請求の結果や活動の進捗など、消費者団体訴訟制度に関する情報が今回一元化されました。

<URL><https://cocolis.caa.go.jp/>

